



いいねっか村上 2026 出店者募集

毎年多くの来場者が訪れる村上の恒例イベント『いいねっか村上』。

21回目となる今年は『村上駅前ジャスコ跡地』にて1日中楽しめるイベントを企画しております!

さらに今年は「村上の良さ」を再発見できる内容を企画しております。また、出店・体験・ステージイベントなど盛り沢山の内容を企画準備しております。

『いいねっか村上』にあなたも出店しませんか?

たくさんのご応募お待ちしております!!

日時：令和8年10月11日(日)
10:00～15:00
場所：村上駅前ジャスコ跡地

《いいねっか村上 2026 出店要項》

【イベント概要】

- ・いいねっか村上は村上商工会議所青年部が主催するイベントです。
- ・このイベントは地域活性化と、市民をはじめ観光客との交流を目的に開催しております。
- ・本年は「村上駅前ジャスコ跡地」で開催いたします。
- ・村上の良さを PR ことがメインとなっておりますので、販売品目のご配慮をお願いいたします。

【日時／会場】

日程：令和 8 年 10 月 11 日（日） ※雨天決行。荒天中止。（順延の可能性有）
（令和 6 年に開催された同イベントは警報が発令され、荒天となった為、翌日に順延開催となりました。）

時間：10：00～15：00

会場：村上駅前ジャスコ跡地

【出店内容（条件）】

- ・「いいねっか村上 2026」の主旨に賛同し、主催者の指示に従うことのできる事業所もしくは個人。
- ・飲食販売、物販、事業所の PR 活動など、公序良俗に反しないもの。
- ・アルコール類の販売、提供、試飲はできません。

【出店間口／出店料】

- ・出店料および区画に関しては、下記記載の通りとなります。
- ・キッチンカーおよび車両展示・販売での出店を希望される方は申込用紙に車体のサイズの記入をお願いいたします。

●物品販売での出店

間口：幅 3m×奥行 3.8m

出店料： 11,000 円／1 ブース

●飲食物の販売での出店(飲食物での出店をされる場合下記を参照し、申込してください。)

間口：幅 3m×奥行 3.8m

出店料： 13,000 円／1 ブース

●キッチンカーでの出店(車両を利用した物品販売も含む)

間口：幅 6m×奥行 3m

出店料： 18,000 円／1 ブース

【特別割引】 下記 ABC のいずれかに該当される方は、特別割引が適用されます。併用可。

- A：村上市及び、関川村の個人・店舗の出店
- B：村上産のアイテムを使用したものを販売
- C：村上商工会議所会員の方

表示出店料から－1,000 円引き
表示出店料から－1,000 円引き
表示出店料から－1,000 円引き

【飲食物を販売する際の物品販売と飲食販売の定義】

物品販売：当日ブース内で加熱等加工が不要な物。持参した状態のまま販売する場合、物品販売に該当します。

飲食物販売：当日ブースで加熱等加工を行うもの。持参した商品を開けて、盛り付け等行う場合も、飲食物販売に該当します。

※今年の基本オプションはありません。各自テントの持参をお願いいたします。

※出店区画に限りがあります。応募多数の場合は抽選となる場合があります。

(今年の出店数 40 ブース程で考えております)

※備品レンタルは下記の通りとなります。必要の場合、お申し込みください。

※申し込み締切日以降のオプションの追加はできません。

～出店オプション～

■テーブル(幅 1800mm×奥 450mm×高 700mm 程度)	1 台	2,500 円
■パイプイス	1 脚	500 円
■電源(1 回路差込 2 口、消費電力合計 1,500W まで)	1 回路	3,000 円



※必ずお読みください (特に例年出店されている方は必ず確認をお願い致します)

いいねっか村上 2026 出店における留意事項

- ① 当日の天候によりやむをえず主催者がイベントの中止を判断する場合がございます。
村上市内、会場周辺にて大雨・強風警報等が発令された場合はイベントを中止と判断させていただきます場合がございます。その場合は出店料、備品のレンタル料の返還はいたしません。
(募集期間終了後のキャンセルについても同様の取り扱いといたします。)また、主催者が不適切と判断させていただいた場合、出店をお断りさせて頂くことがあります。
- ② 会場内の出店位置については出店内容、オプション設備を勘案し、主催者側で判断いたします。ご希望には応えられません。予めご了承ください。
また、区画からはみ出た出店は販売はルール違反となりますので、予めご了承ください。
- ③ 今年のいいねっか村上は、ブースのテントを用意いたしません。区画の割り当てのみ行います。また、出店事業所 1 店につき 2 ブースまでの申込とさせていただきます。
- ④ タープ TENT を設置する場合は、強風対策のため必ず重りを付けての設営してください。
- ⑤ イス、テーブル等は基本持ち込みでの対応をお願いいたします。主催者側でも用意いたしますが数に限りがございますので、必要な方は申込用紙に記入ください。その他、主催者側で用意できない備品については、各自でご用意ください。追加やまた、売上に対するマージンなどはありません。
- ⑥ 主催者側が用意する発電機を使い電気機器を使用する場合は、機器の不具合、故障などに十分ご注意ください。当方では一切責任を負いません。(主催者側で用意する電源 1 回路は、2 口、合計 1500W 程度です。ドラム、延長コードなどは各自でご用意ください。)
※出店者側による発電機の持込みは不可とさせていただきます。
- ⑦ 出店販売の終了時間は 14:30 を厳守してください。14:30 の時点でお並びいただいているお客様で販売を終了して下さい。搬出時間については 15:30 より撤収車両の乗入・搬出が可能です。
- ⑧ 会場近くに各店舗 1 台駐車場をご用意いたします。(2 台目以降必要な場合は来場者駐車場をご利用ください。)
- ⑨ 各店舗で出たゴミは各自の責任でお持ち帰りください。
- ⑩ おつりは主催者側で用意いたしません。各自でご用意をお願いいたします。
～その他ご不明な点については、都度事務局までお問合せください。～

【飲食調理を伴う出店者様へ】

- ① 食品衛生法許可のための申請用紙を提出していただきます（申込後、主催者より送付させていただきます）※臨時飲食店の営業許可を一括して主催者側で申請いたします。
- ② 当日は臨時飲食店の営業許可により飲食調理の営業をいたします。会場内で行うことのできる調理は、原則として加熱調理及び既成食品の提供に限られます。詳しくは最寄りの保健所まで問い合わせください。（キッチンカーで出店される方で、新潟県の移動販売の営業許可がある場合は、移動販売の営業許可に準じて構いません。）
- ③ **※特に注意ください！！**：調理用シンクは、設置をいたしません。**調理用具の洗浄、給水排水はできません**。調理の際にでた生ごみ、麺の茹で汁などについては必ずお持ち帰りください。提供する商品については会場内の設備を勘案したうえ、お申し込みください。（手洗い用の給水のみ、主催者で用意をいたします。）
- ④ 火災予防条例により、イベントでの消火器の設置が義務づけられました。必ず消火器の用意をお願い致します。（当日、消火器の用意があるか確認をさせていただきます。）

【問合せ・申込】

- ・ 出店を希望する方は同封いたしました『いいねっか村上 2026 出店申込書兼誓約書』に必要事項を記入し、FAX 又は郵送等で申込みください。
- ・ 申込〆切：8月7日(金)

・ 後日お送りする①表明・確約書②露店出店許可申請書③使用人等記入用紙については、郵送またはメールで提出してください。FAX では受け付けません。申込後、ご請求書をお送りしますので出店料等の振込をお願いいたします。

〒958-0841 村上市小町 4-10 村上商工会議所青年部 事務局 伊與部
TEL:0254-53-4257 / FAX: 0254-53-0172 / Mail : iyobe@mu-cci.or.jp

【振込口座】

銀行名 : 村上信用金庫 支店名 : 本店
預金種目 : 普通預金 口座番号 : 0378934
口座名義 : 村上商工会議所青年部いいねっか村上 会計 伊與部 貴大

・下記（１）から（７）に該当する者は出店を許可できません。

- (1) 暴力団員
- (2) 暴力団員と社会的に非難される関係を有する者（密接交際者）
- (3) 暴力団員又は密接交際者が関与している反社会的集団・グループ等に参加している者
- (4) 前記ア～ウの者等が実質的に経営を支配する、又は経営に関与している露店の出店を申請する者及びその従業員
- (5) 暴力団員と生計を同一にしている者
- (6) 暴力団員等であることを知りながら、これを使用又は雇用し、若しくは利用する者
- (7) その他前各号に準ずる者

上記(1)から(7)に該当する場合及び、表明・確約書(後日郵送)で誓約した内容に、虚偽や違反があった場合は出店を取り消します。

なお、主催者である商工会議所が出店を不許可若しくは取り消した場合、損害については請求することはできません。

また、申込書兼誓約書内容に違反が認められ、本イベントの開催に損害が生じた場合は、主催者は出店者及び違反者に対し、賠償を求めることができます。

・提出方法：後日お送りする表明・確約書に必要事項を記入し、出店申請者及び使用人の身分証の写しを添付し、郵送またはメールにて提出してください。

なお、使用人（従事者）は、店頭販売行為を行う者をはじめ、出店申請者又は使用人の送迎、食材調達、道具の運搬及び露店の設営等露店に関わる全ての者をいいます。

申請（届出）のない者は、露店の運営に従事させることはできません。

なお、主催者の指定する期日までに間に合わなかった出店の許可申請は受け付けません。

・ 本年もキッチンカーでの出店も可能です。設備、許可のある方はご利用ください。



・ 仮設のシンクがありません！提供する商品（特に飲食については）十分に注意ください。

食器洗浄 不可



排水 不可



手洗い OK



・ 発電機の持込はできません！電気機器を使用する場合は必ず、申込書の「電源の使用」に記入ください。



・ 皆様で気持ちよくイベントができるよう、ご協力をお願いいたします！！！！